

第二十一条の規定は外国信託会社がその支店において行う業務について、第三十九条の規定は外国信託

第四十六条第三項						
	第三条の免許					
	第三条の免許又は第五十二条第一項の登録又は第五十二条第一項の登録					
	五十三条第一項の免許					
第四十七条						
	第七条第一項の登録					
	第七条第三項の登録の更新					
	第七条第三項の登録の更新					
	第五十四条第一項の登録					
第四十八条						
	第四十五条第一項					
	第七条第一項の登録					
	第五十四条第一項の登録					
	第六十条第一項					
第四十四条第一項						
	第五十九条第一項					
	第五十三条第一項の免許					
	第三条の免許					
第四十五条第一項						
	第六十条第一項					
第七条第一項の登録						
	第五十四条第一項の登録					

会社がその支店における信託業の譲渡を行う場合について、それぞれ準用する。」の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十一条第一項	第四条第二項第三号	第五十二条第三項第二号
第二十一条第六項	第八条第二項第二号	第五十四条第四項第二号
第七条第一項の登録	第三条の免許	第五十三条第一項の免許
	第五十四条第一項の登録	

(外国信託業者の駐在員事務所の設置の届出等)

第六十四条 外国信託業者は、次に掲げる業務を行うため、国内において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合（他の目的をもつて設置している施設において当該業務を行おうとする場合を含む。）には、あらかじめ、当該業務の内容、当該施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 信託業に関する情報の収集又は提供
- 二 その他信託業に関する業務

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、外国信託業者に対し前項の施設において行う同項各号に掲げる業務に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国信託業者は、第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項各号に掲げる業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第四章 指図権者

(指図権者の忠実義務)

第六十五条 信託財産の管理又は処分の方法について指図を行う業を営む者（次条において「指図権者」という。）は、法令及び信託の本旨に従い信託財産に係る受益者のため忠実に当該信託財産の管理又は処分に係る指図を行わなければならない。

(指図権者の行為準則)

第六十六条 指図権者は、その指図を行う信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が信託財産に損害を与えることとなる条

件での取引を行うことを受託者に指図すること。

- 二 信託の目的、信託財産の状況又は信託財産の管理若しくは処分の方針に照らして不必要な取引を行うことを受託者に指図すること。

- 三 信託財産に関する情報を利用して自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもつて取引（内閣府令で定めるものを除く。）を行うことを受託者に指図すること。

- 四 その他信託財産に損害を与えるおそれがある行為として内閣府令で定める行為

第五章 信託契約代理店

第一節 総則

（登録）

第六十七条 信託契約代理業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、當むことができない。

- 2 信託契約代理業を當む者は、信託会社又は外国信託会社から委託を受けてその信託会社又は外国信託会社（以下「所属信託会社」という。）のために信託契約代理業を當まなければならぬ。

（登録の申請）

第六十八条 前条第一項の登録を受けようとする者（第七十条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
 - 二 法人であるときは、その役員の氏名
 - 三 信託契約代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 四 所属信託会社の商号
 - 五 他に業務を営むときは、その業務の種類
 - 六 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第七十一条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面
 - 二 業務方法書
 - 三 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものと含む。）
 - 四 その他内閣府令で定める書類

3 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(登録簿への登録)

第六十九条 内閣総理大臣は、第六十七条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、信託契約代理店登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第七十条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十八条第一項の申請書

若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が個人であるときは、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者

二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

三 信託契約代理業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

四 他に営む業務が公益に反すると認められる者

(変更の届出)

第七十一条 信託契約代理店は、第六十八条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から一

週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託契約代理店登録簿に登録しなければならない。

3 信託契約代理店は、第六十八条第二項第一号の業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第七十二条 信託契約代理店は、信託契約代理業を営む営業所又は事務所」とに、公衆の見やすい場所に、

内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 信託契約代理店以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第七十三条 信託契約代理店は、自らの名義をもつて、他人に信託契約代理業を営ませてはならない。

第二節 業務

(顧客に対する説明)

第七十四条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。以下この章において同じ。）又は媒介を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 所属信託会社の商号
- 二 信託契約の締結を代理するか媒介するかの別
- 三 その他内閣府令で定める事項

(分別管理)

第七十五条 信託契約代理店は、信託契約の締結の代理又は媒介に関して顧客から財産の預託を受けた場合には、当該財産を自己の固有財産及び他の信託契約の締結に関する預託を受けた財産と分別して管理しなければならない。

(準用)

第七十六条 第二十四条及び第二十五条の規定は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、同条中「当該信託会社」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

第三節 経理

(信託契約代理業務に関する報告書)

第七十七条 信託契約代理店は、営業年度又は事業年度ごとに、信託契約代理業務に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後二月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の信託契約代理業務に関する報告書を、委託者若しくは受益者の秘密を害するお

それのある事項又は当該信託契約代理店の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、

公衆の縦覧に供しなければならない。

(所属信託会社の説明書類の縦覧)

第七十八条 信託契約代理店は、所属信託会社の営業年度又は事業年度ごとに、第三十四条の規定により当該所属信託会社が作成する説明書類を信託契約代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第四節 監督

(廃業等の届出)

第七十九条 信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 信託契約代理業を廃止したとき（分割により信託契約代理業の全部の承継をさせたとき、又は信託契約代理業の全部の譲渡をしたときを含む。）。
- 二 信託契約代理店である個人が死亡したとき。 その相続人
- 三 信託契約代理店である法人が合併により消滅したとき。 その法人を代表する役員であつた者

四 信託契約代理店である法人が破産により解散したとき。 その破産管財人

五 信託契約代理店である法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。 その清算人

(立入検査等)

第八十条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の信託契約代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店若しくは当該信託契約代理店との業務に関して取引する者に対し当該信託契約代理店の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信託契約代理店の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務の状況に関する質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第八十一条 内閣総理大臣は、信託契約代理店の業務の状況に照らして、当該信託契約代理店の信託契約代

理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託契約代理店に対し、その必要の限度において、業務方法書の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

(監督上の処分)

第八十二条 内閣総理大臣は、信託契約代理店が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第七十条各号（第一号ロを除く。）に該当する」ととなつたとき。
 - 二 不正の手段により第六十七条第一項の登録を受けたことが判明したとき。
 - 三 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。
 - 四 公益を害する行為をしたとき。
- 2 内閣総理大臣は、信託契約代理店の役員が、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号に該当する行為をしたときは、当該信託契約代理店に対し当該役員の解任を命ずることができる。

(登録の失効)

第八十三条 信託契約代理店が第七十九条各号のいずれかに該当したこととなつたとき、又はそのすべての所属信託会社との委託契約が終了したときは、当該信託契約代理店の第六十七条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第八十四条 内閣総理大臣は、第八十二条第一項の規定により第六十七条第一項の登録を取り消したとき、

又は前条の規定により同項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

第五節 雜則

(所属信託会社の損害賠償責任)

第八十五条 信託契約代理店の所属信託会社は、信託契約代理店が行つた信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、所属信託会社が信託契約代理店への委託につき相当の注意をし、かつ、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

第一節 総則

(登録)

- 6 第二項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお
- 5 第三項の登録の更新を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならぬ。
- 4 前項の登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。
- 3 有効期間の満了後引き続き信託受益権販売業を営もうとする者は、政令で定める期間内に、登録の更新の申請をしなければならない。
- 2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して三年とする。
- 1 第八十六条 信託受益権販売業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

効力を有する。

(登録の申請)

第八十七条 前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下この条、第八十九条、第一百一条第一項第二号及び第一百十二条第九号において同じ。）を受けようとする者（第八十九条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
 - 二 法人であるときは、その役員の氏名
 - 三 信託受益権販売業を當む営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 四 他に業務を當むときは、その業務の種類
 - 五 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 第八十九条第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二 業務方法書

三 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものと含む。）

四 その他内閣府令で定める書類

3 前項第二号の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

（登録簿への登録）

第八十八条 内閣総理大臣は、第八十六条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を信託受益権販売業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、信託受益権販売業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第八十九条 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八十七条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠

けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が個人であるときは、第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者

二 申請者が法人であるときは、次のいずれかに該当する者

イ 第五条第二項第十号イ又はロに該当する者

ロ 役員のうちに第五条第二項第八号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

三 信託受益権販売業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

四 他に當む業務が公益に反すると認められる者

(変更の届出)

第九十条 信託受益権販売業者は、第八十七条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を信託受益権販売業者登録簿に登録しなければならない。

3 信託受益権販売業者は、第八十七条第二項第二号の業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その旨を

内閣総理大臣に届け出なければならない。

(営業保証金)

第九十一条 信託受益権販売業者は、営業保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の営業保証金の額は、信託受益権販売業務の内容及び顧客の保護の必要性を考慮して政令で定める金額とする。

3 信託受益権販売業者は、政令で定めるところにより、当該信託受益権販売業者のために所要の営業保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつていてる金額（以下この条において「契約金額」という。）につき第一項の営業保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 内閣総理大臣は、顧客の保護のため必要があると認めるときは、信託受益権販売業者と前項の契約を締結した者又は当該信託受益権販売業者に対し、契約金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ぜることができる。

5 信託受益権販売業者は、第一項の営業保証金につき供託（第二項の契約の締結を含む。）を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、信託受益権販売業務を開始してはならない。

6 信託受益権販売業者による信託受益権（信託の受益権のうち、証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除いたものをいう。以下この章において同じ。）の販売又はその代理若しくは媒介（以下「信託受益権の販売等」という。）により信託受益権の売買契約を締結した者は、当該信託受益権の売買契約に関する生じた債権に関し、当該信託受益権販売業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 信託受益権販売業者は、営業保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める金額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律第一百一十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつてこれ

に充てることができる。

10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した営業保証金は、第八十六条第二項の登録の更新がされなかつたとき、第一百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録が取り消されたとき、第一百三条の規定により第八十六条第一項の登録がその効力を失つたとき、又は営業保証金の額が第二項の政令で定める金額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

11 前各項に規定するもののほか、営業保証金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(標識の掲示)

第九十二条 信託受益権販売業者は、信託受益権販売業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 信託受益権販売業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第九十三条 信託受益権販売業者は、自己の名義をもつて、他人に信託受益権販売業を営ませてはならな